

第4回 能力(2):行為能力の制限と補充

2013/04/19
松岡 久和

【行為能力制度・序論】（E55頁、57頁コラム⑩・⑪、佐84-85頁）

- 1 行為能力制度の意義：「意思無能力→無効」というだけでは何が足りないか
- ①判断能力の不十分な者（およびその家族）の**保護の必要性・意思無能力の証明困難**
 - ②私的自治・自己決定の自由への**制限の限定（＝人格の尊重）・判断能力の育成**（とりわけ未成年）
：障害者の隔離から共生へ（ノーマライゼーションの理念）
 - ③契約の有効性に対する相手方の信頼・**取引安全の保護**
：能力不足につけ込む相手方は保護を要しないが、時に能力の存否は相手方には判定困難
→行為能力を**画一的・定型的**に制限するとともに制限行為能力者を保護者により支援

2 制限行為能力者（2000年4月に大幅改正。用語は2004年改正）の4類型

- ①**未成年者**（4条） 20歳未満（ただし753条も参照）
- ②**成年被後見人**（7条） 事理弁識能力を欠く常況にある者 旧規定「禁治産者」
- ③**被保佐人**（11条） 事理弁識能力が著しく不十分な者 旧規定「準禁治産者」
- ④**被補助人**（15条） 事理弁識能力が不十分な者 旧規定なし

3 行為能力制度の基本的な構成

- ①現在の判断能力の程度に応じて一定の法律行為は本人が単独で可能とする。
- ②判断能力の判定は裁判所の審判によって慎重に行う（未成年者は年齢で画一的判断）。
- ③判断能力の程度と保護の必要に応じた類型化。単独ではできない法律行為は、保護者が代行するか（法定代理など）、意思決定を支援する。
- ④**本人の利益にしかならない法律行為は確定的に有効**（表現を変更しました）
- ⑤単独ではできない法律行為のうち、④以外は、保護者や本人に、有効とするか無効としてその法律行為を行う前の財産状態に戻る選択権（取消権）を与える。
- ⑥類型化毎に、行為能力が制限されている行為を明確に定め、さらに能力の制限を**公示**して取引相手方に予測可能性を保障する。
- ⑦取消しができる場合、契約相手方には、一定期間内に選択を求める催告権を与える。
- ⑧⑦の催告に対して回答がない場合についても定め、相手方に態度決定の指針を与える。

【未成年者】（E 56-59頁、佐 85-88頁）

Case 4-1 19歳・大学2回生のXは、年度初めに両親A・Bから授業料等として60万円をもらい、さらに生活費として月額10万円の仕送りを受けている。XがA・Bに内緒で次のような契約を結んだ場合には、その契約の効力はどうなるか。

- 1) Xが100万円をもらう贈与契約を結んだ場合
- 2) Xが月額3万円で子供の勉強をみる家庭教師の契約を結んだ場合
- 3) Xが貯金してきた小遣いでゲーム機（約3万円）を購入した場合
- 4) Xが月額3万円の授業料をとる司法試験予備校に入学する契約をした場合
- 5) Xが毎月3万円の月賦払いでバイク（80万円）を購入した場合

1 成人年齢

- ・満20歳（4条） かつてのヨーロッパでは21歳、今日では18歳が主流
日本でも婚姻年齢統一・成人年齢の18歳への引下げ意見（国民投票3条を参照）
- ・**成年擬制**（753条） 独立した婚姻生活を保障。あくまで私法関係のみ
離婚後の未成年：通説は行為能力は再制限されず親権は復活しないとする。

2 未成年者の行為能力

- ・ **原則** 制限：法定代理人の同意を要する（5条1項）。同意のない行為は取消可能（2項）。
- ・ **例外** 単独で確定的に有効な法律行為ができる。本人にも法定代理人にも取消権はない。

- ① 未成年者の利益となるだけの行為（5条1項ただし書） **例** 受贈、債務免除など
- ② 処分を許された財産 1) 特定目的がある場合－目的の範囲内で自由（5条3項前段）
2) 特定目的がない場合（小遣い条項）－自由（同項後段）
- ③ 営業を許された場合の営業に関する行為（6条1項・823条1項）
ただし、法定代理人による営業許可の取消し・制限も可（6条2項・823条2項）
- ④ 代理行為（102条）←法律上の効果は本人にのみ帰属し代理人には無影響
- ⑤ 認知（780条）
- ⑥ 遺言（961条：15歳から、962条）←身分行為の場合の自己決定権のいっそうの尊重
- ⑦ 人事訴訟行為（人訴13条1項）
- ⑧ 貸金請求・受領行為（労基58・59条）←子を食い物にする行為の防止

※諸外国には一定年齢以下の未成年には絶対的に行為能力がないとするものもある（→参考文献）

3 法定代理人による保護

3-1 保護者＝法定代理人

- ① 親権者（818条・824条）
- ② 未成年後見人（838条1号）：指定後見人（839条）、選定後見人（840条）

3-2 法定代理人の権限

- ① **同意権**（もっとも意思無能力者については同意は無意味）
・上記の5条3項・6条は包括的な同意とも理解できる
- ② **包括的な代理権**（824条・859条）
・未成年者に債務を負担させる行為では同人の同意が必要（824条ただし書）
・**利益相反行為**の場合には、特別代理人・後見監督人が代理（826条・851条4号）
- ③ **取消権**（120条1項）
- ④ **追認権**（122条）

【成年後見制度(広義)の概観】（E 59-65頁、65頁コラム⑩、佐 88-100頁）

1 1999年改正前の旧規定の問題点

- ・ 禁治産宣告の要件の重さ（「心神喪失ノ常況ニ在ル」こと）：保護の不足
- ・ 一律の「無」能力扱い－日用品購入すら後見人が取消可能：過剰な介入
- ・ 準禁治産宣告の要件として「心神耗弱者」と並ぶ「浪費者」：過剰な介入
※かつては視聴覚障害・発声障害をも独立の要件としていた。
- ・ 準禁治産者が単独でできない行為が硬直
- ・ 準禁治産者の保佐人には同意権のみで代理権・取消権なし：保護の実効性に欠ける
- ・ 差別助長的用語法・戸籍への宣告事実の記載を「戸籍が汚れる」という感覚

2 新規定の主要な改正点

- ・ 要件の柔軟化→上記4類型中の未成年者を除く3類型
- ・ **日常生活に関する行為**につき行為能力を肯定（9条・12条1項・同条2項の各ただし書）
- ・ 後見の場合、配偶者は当然に後見人になるものとはしない（旧840条を廃止）
←高齢者夫婦の共倒れの危険
- ・ **複数の成年後見人**による任務分担が可能（旧843条の改正。859条の2も参照。2012年に842条は削除）
- ・ **法人後見人**を肯定（843条4項など）
- ・ 後見人による**居住用不動産処分**の場合、家庭裁判所の許可が必要（859条の3）
- ・ 「浪費者」要件の削除（11条）
- ・ 被保佐人の**行為能力制限の弾力化**（13条2項）
- ・ 保佐人への**特定行為の代理権・取消権の付与**（876条の4第1項、13条4項）

- ・被補助人の場合、特定の法律行為についての代理権付与の審判だけがなされ補助人の同意を要する法律行為を定める審判（17条）がなされなければ、被補助人には完全な法律行為能力があることになる。したがって、その限りで被補助人は制限行為能力者ではない。
- ・成年後見登記制度による公示：開示請求権者の制限（後見登記法）←プライバシーへの配慮
- ・任意後見契約制度の導入（任意後見契約法；詳細は次回）

【参考文献】

- ・ハイン・ケッツ（潮見佳男＝中田邦博＝松岡久和訳）『ヨーロッパ契約法』第6章（189-205頁）〔中田〕（法律文化社、1999年）